

区立幼稚園における預かり保育料の負担軽減措置の実施について

1 概 要

子育て家庭の経済的負担を軽減し、さらなる子育て支援を図るため、区立幼稚園の預かり保育（登録利用）の保育料に新たに減免制度を導入する。

2 減免内容

区立幼稚園保育料と同内容の減免区分及び減免額を登録利用に係る預かり保育料（月額 8,900 円）に適用する。

（具体的な減免内容は裏面のとおり）

3 適 用

平成 30 年 4 月 1 日から適用

4 スケジュール（予定）

平成 29 年 11 月 30 日	区議会文教委員会報告
12 月中頃	保護者宛通知
以降 3 月まで	申請受付

【具体的な減免内容】

区 分	減免額	負担額 (月額)
区民税所得割が非課税及び生活保護を受けている世帯	全額免除	0 円
同一世帯で小学校 3 年生以下の兄・姉がいる場合の第 3 子以降	全額免除	0 円
区民税所得割額（年額）が 77,100 円以下の世帯で兄・姉がいる場合の第 3 子以降	全額免除	0 円
ひとり親世帯等で区民税所得割額（年額）が 77,100 円以下の世帯のうち兄・姉がいる場合の第 2 子以降	全額免除	0 円
区民税所得割課税額（年額）が 40,000 円以下の世帯	7 割減額	2,670 円
同一世帯で小学校 3 年生以下の兄・姉がいる場合の第 2 子	5 割減額	4,450 円
区民税所得割額（年額）が 77,100 円以下の世帯で兄・姉がいる場合の第 2 子	5 割減額	4,450 円
ひとり親世帯等で区民税所得割額（年額）が 77,100 円以下の世帯の第 1 子	3,000 円を 控除した額 の減額	3,000 円
児童扶養手当を受給している者のうち、婚姻によらないひとり親について、寡婦（寡夫）控除又は特別の寡婦に該当する控除額を所得控除の額に加えて算出した特別区民税所得割課税額（年額）が、非課税又は 40,000 円以下の世帯	全額免除 又は 7 割減額	0 円 又は 2,670 円